

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
水質汚濁防止法第18条第1項	緊急時の措置命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

盛岡市の区域に属する公共用水域の一部の区域について、異常な渇水、潮流の変化その他これに準ずる自然的条件の変化により、公共用水域の水質の汚濁が水質環境基準において定められた水質汚濁の程度の二倍に相当する程度をこえる状態が生じ、かつ、その状態が相当日数継続すると認められる事態が発生したとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。